

(参考)

平成28年度地方債計画（追加額）

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	平成28年度 当初計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成28年度 改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	7,039	23,640	42.4
2 公営住宅建設事業	1,141	69	1,210	6.0
3 災害復旧事業	711	2,497	3,208	351.2
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	4,421	7,816	130.2
(1) 学校教育施設等	1,248	2,716	3,964	217.6
(2) 社会福祉施設	381	155	536	40.7
(3) 一般廃棄物処理	657	804	1,461	122.4
(4) 一般補助施設等	569	746	1,315	131.1
(5) 施設（一般財源化分）	540		540	
5 一般単独事業	21,474	1,068	22,542	5.0
(1) 一般	4,362	68	4,430	1.6
(2) 地域活性化	690		690	
(3) 防災対策	871		871	
(4) 地方道路等	3,221		3,221	
(5) 旧合併特例	6,200		6,200	
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,000	6,000	20.0
(7) 公共施設最適化	1,130		1,130	
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	235	4,900	5.0
(1) 辺地対策	465	26	491	5.6
(2) 過疎対策	4,200	209	4,409	5.0
7 公共用地先行取得等事業	345		345	
8 行政改革推進	700		700	
9 調 整	100		100	
計	49,132	15,329	64,461	31.2
二 公営企業債				
1 水道事業	4,473	574	5,047	12.8
2 工業用水道事業	222	41	263	18.5
3 交通事業	1,654	90	1,744	5.4
4 電気事業・ガス事業	178		178	
5 港湾整備事業	461		461	
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	51	4,485	1.2
7 市場事業・と畜場事業	458	61	519	13.3
8 地域開発事業	699		699	
9 下水道事業	11,597	389	11,986	3.4
10 観光その他事業	94		94	
計	24,270	1,206	25,476	5.0
合 計	73,402	16,535	89,937	22.5

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 当初計画額 (A)	今回追加額 (B)	平成28年度 改正後 計画額	増減率 (B)/(A)×100
三 臨時財政対策債		37,880		37,880	
四 退職手当債		800		800	
五 国の予算等貸付金債		(302)	()	(302)	()
総 計		(302) 112,082	() 16,535	(302) 128,617	() 14.8
内 訳	普通会計分	88,607	15,248	103,855	17.2
	公営企業会計等分	23,475	1,287	24,762	5.5
資金区分					
公 的 資 金		46,115	8,857	54,972	19.2
財政融資資金		28,076	7,397	35,473	26.3
地方公共団体金融機構資金		18,039	1,460	19,499	8.1
(国の予算等貸付金)		(302)	()	(302)	()
民間等資金		65,967	7,678	73,645	11.6
市場公募		36,900		36,900	
銀行等引受		29,067	7,678	36,745	26.4

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成28年度地方債計画

(通 常 収 支 分)

(単位：億円、%)

項 目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	23,640	16,389	7,251	44.2
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,210	1,126	84	7.5
3 災 害 復 旧 事 業	3,208	647	2,561	395.8
4 教育・福祉施設等整備事業	7,816	3,359	4,457	132.7
(1) 学 校 教 育 施 設 等	3,964	1,232	2,732	221.8
(2) 社 会 福 祉 施 設	536	376	160	42.6
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,461	649	812	125.1
(4) 一 般 補 助 施 設 等	1,315	562	753	134.0
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	540	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	22,542	20,543	1,999	9.7
(1) 一 般	4,430	4,351	79	1.8
(2) 地 域 活 性 化	690	490	200	40.8
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	6,000	5,000	1,000	20.0
(7) 公 共 施 設 最 適 化	1,130	410	720	175.6
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	4,900	4,565	335	7.3
(1) 辺 地 対 策	491	465	26	5.6
(2) 過 疎 対 策	4,409	4,100	309	7.5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	64,461	48,074	16,387	34.1
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,047	4,334	713	16.5
2 工 業 用 水 道 事 業	263	178	85	47.8
3 交 通 事 業	1,744	1,786	△ 42	△ 2.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	178	164	14	8.5
5 港 湾 整 備 事 業	461	544	△ 83	△ 15.3
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	4,485	4,116	369	9.0
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	519	2,096	△ 1,577	△ 75.2
8 地 域 開 発 事 業	699	805	△ 106	△ 13.2
9 下 水 道 事 業	11,986	10,981	1,005	9.2
10 観 光 そ の 他 事 業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	25,476	25,118	358	1.4
合 計	89,937	73,192	16,745	22.9

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計 画 額 (A)	平成27年度 計 画 額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
総 計		(302) 128,617	(345) 119,242	(△ 43) 9,375	(△ 12.5) 7.9
内 訳	普 通 会 計 分	103,855	95,009	8,846	9.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,762	24,233	529	2.2
資 金 区 分					
公 的 資 金		54,972	49,578	5,394	10.9
財 政 融 資 資 金		35,473	30,381	5,092	16.8
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		19,499	19,197	302	1.6
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
民 間 等 資 金		73,645	69,664	3,981	5.7
市 場 公 募		36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受		36,745	29,664	7,081	23.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成28年度地方債計画

(東 日 本 大 震 災 分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計 画 額 (A)	平成27年度 計 画 額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	323	345	△ 22	△ 6.4
	災害復旧事業	18	33	△ 15	△ 45.5
	一般単独事業	8	10	△ 2	△ 20.0
公営企業債					
	水道事業	1	2	△ 1	△ 50.0
	病院事業・介護サービス事業	0	1	△ 1	△ 100.0
	市場事業・と畜場事業	4	2	2	100.0
	下水道事業	22	17	5	29.4
被災施設借換債		4	15	△ 11	△ 73.3
国の予算等貸付金債		(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)
総 計		(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)
		380	425	△ 45	△ 10.6
内 訳	普 通 会 計 分	331	355	△ 24	△ 6.8
	公 営 企 業 会 計 等 分	49	70	△ 21	△ 30.0
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	259	290	△ 31	△ 10.7
	地方公共団体金融機構資金	121	135	△ 14	△ 10.4
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の () 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計 画 額 (A)	平成27年度 計 画 額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
	全国防災事業	-	2,397	△ 2,397	皆減
総 計		-	2,397	△ 2,397	皆減
内 訳	普 通 会 計 分	-	2,397	△ 2,397	皆減
	公 的 資 金				
資 金 区 分	財 政 融 資 資 金	-	2,019	△ 2,019	皆減
	地方公共団体金融機構資金	-	378	△ 378	皆減

平成28年熊本地震減収対策企業債について

地方公営企業は、独立採算制が取られていることから、本来は災害損失についても、料金回収を図るべきであるが、甚大な被害により、平年度を上回る資金不足が生じると見込まれる団体について、資金手当措置を講じる。

- 熊本県及び災害救助法の適用があった熊本県内市町村のうち、下記のいずれかを満たす市町村（以下「熊本地震被災市町村」という。）又は熊本地震被災市町村が加入する一部事務組合等で地財法に規定する資金不足額が発生又は拡大する団体は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（平成28年熊本地震減収対策企業債）。

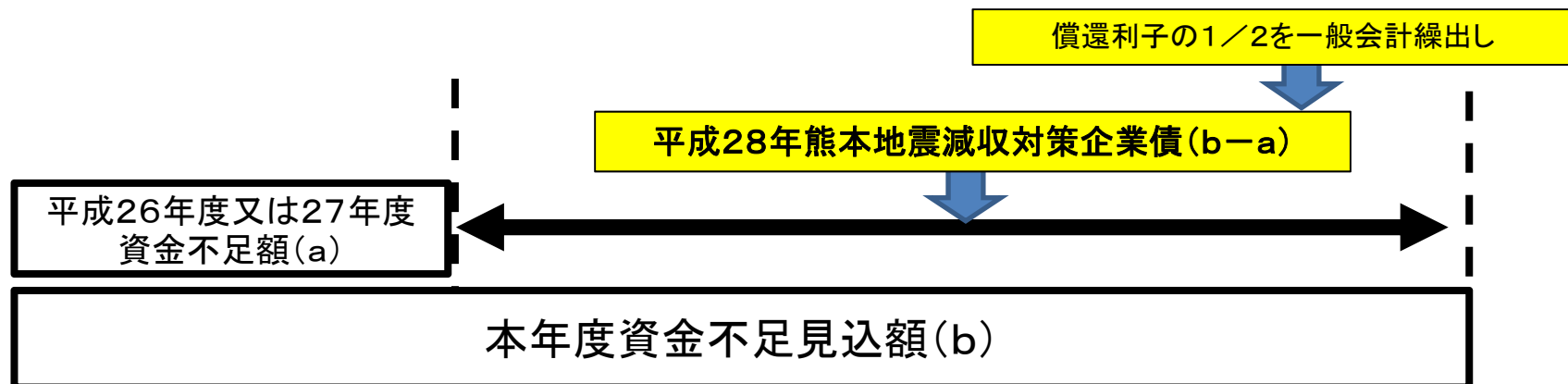
ア 震度6弱以上が観測された市町村

イ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令別表3に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は2戸で全壊1戸）

ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入に対する割合が5%を超える市町村

- 発行済の平成28年熊本地震減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置を講じる。

- 償還年限は15年以内



平成 28 年度地方債同意等基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
第二 協議団体に係る同意基準 二 協議に当たっての事業区分 1 通常収支分 (一) 一般会計債（略） (二) 公営企業債 (1)～(12)（略） <u>(13) 熊本県又は平成 28 年熊本地震において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された熊本県内市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村（以下「特定被災市町村」という。）若しくは特定被災市町村が加入する一部事務組合等が、平成 28 年熊本地震に伴う料金の減免や事業休止等により平成 28 年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。</u> <u>ア 震度 6 弱以上が観測された市町村</u> <u>イ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）別表 3 に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は 2 戸をもって全壊 1 戸とする。）</u> <u>ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が 5 %を超えている市町村</u> (三)～(七)（略） 2 東日本大震災分（復旧・復興事業）	第二 協議団体に係る同意基準 二 協議に当たっての事業区分 1 通常収支分 (一) 一般会計債（略） (二) 公営企業債 (1)～(12)（略） (三)～(七)（略） 2 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(一) 一般会計債（略） (二) 公営企業債 (1)～(3)（略） (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成 28 年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。 (三)～(五)（略）	(一) 一般会計債（略） (二) 公営企業債 (1)～(3)（略） (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成 28 年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。 (三)～(五)（略）
--	--